

## 野々市市告示第 15 号

### 建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定に基づき、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

#### 1 中間検査を行う区域

野々市市内全域

#### 2 中間検査を行う建築物

一の建築物（法第7条の3第1項第1号に規定する工程を含む建築物を除く。）における新築、増築又は改築に係る部分が、次の各号のいずれかに該当する建築物とする。

- (1) 一戸建て住宅、共同住宅その他これらに類する住宅で分譲を目的とするもの
- (2) 法別表第1（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超える建築物で地階を除く階数が3以上のもの

#### 3 指定する特定工程

次に掲げる工程を特定工程とする。

- (1) 鉄骨造その他これに類する構造にあつては、1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事
- (2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造にあつては、2階のはり及び床の配筋工事（当該工事を現場で行わないものにあつては、2階のはり及び床版の取付工事）
- (3) 木造にあつては、屋根工事
- (4) 前3号に規定する構造以外の構造にあつては、2階の床工事

#### 4 指定する特定工程後の工程

次に掲げる工程を特定工程後の工程とする。ただし、既存建築物の全部又は一部が存することのみにより法その他の建築基準関係規定に適合しない場合は、最上階の内装工事を特定工程後の工程とする。

- (1) 鉄骨造その他これに類する構造にあつては、鉄骨を覆う耐火被覆工事、外装工事、内装工事その他これらに類する工事
- (2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造にあつては、2階のはり及び床のコンクリート打込工事（当該工事を現場で行わないものにあつては、2階の柱又は壁の取付工事）
- (3) 木造にあつては、壁の外装工事又は内装工事
- (4) 前3号に規定する構造以外の構造にあつては、2階の柱又は壁の取付工事

#### 5 適用の除外

次の各号のいずれかに該当する建築物については、この告示の規定は、適用しない。

- (1) 法第85条の適用を受ける建築物
- (2) 法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等を有する建築物
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第5条第1項の規定により建設住宅性能評価の申請をした建築物で、法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受けるもの

#### 附 則

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定について（平成24年野々市市告示第22号）は、廃止する。